

# 令和7年度 固定資産税(償却資産)の申告のてびき

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産も課税の対象となります。工場・商店・飲食店・美容室・駐車場・アパート等を経営し、償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在、松山市に所在している償却資産を申告していただくことになっています（地方税法383条〈固定資産の申告〉）。

つきましては、このてびきを参考に申告書等を作成し、期日までにご提出ください。

**申告は令和7年1月31日(金)までにお願ひします。**

※ 窓口が混雑するため

**なるべく郵送で1月15日(水)までの提出にご協力をお願いします。**

〈資産の増減がなかった場合、廃業や休業した場合、該当する資産がない場合も、申告は必要です〉

## 1. 償却資産とは

償却資産とは、会社や個人で事業を行っている方が土地・家屋以外で事業のために用いている構築物・機械・器具備品等の資産で、税務会計（法人税・所得税）において減価償却の対象となる資産のことをいいます（所有者が自ら営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます）。

### (1) 償却資産の種類

家屋として評価・課税されていないもので、下記の具体例のような資産は償却資産として申告が必要となります。分類にしたがって申告書や明細書を作成してください。

資産の種類		具 体 例
1	構築物	門・塀(10~35)、擁壁(20~50)、看板等の広告設備(10~20)、駐車場舗装(10~15)、緑化施設(20)、ビニールハウス(5~14)、外灯(10)、その他土地に定着した設備等
	建物 建物附属設備	賃借人(テナント)が賃借している家屋に取り付けた内装・造作・建築設備(10~25)等、プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロック等の簡易な建物(5)、建築設備のうち償却資産として扱うもの〔3ページの(4)参照〕、受変電設備(キュービクル)・自家発電設備(15)、屋外給排水設備(15)等
2	機械及び装置	太陽光発電設備(17)、各種製造設備等の機械及び装置、パワーショベル(5)等の建設機械、各種医療機器(5~8)等
3	船 舶	客船・貨物船・遊覧船・漁船・釣船(4~15)、ボート(4~5)等
4	航 空 機	飛行機(5~10)、ヘリコプター(5)、グライダー(5)等
5	車両及び運搬具	フォークリフト(4)等の大型特殊自動車 (分類番号が「0, 00~09, 000~099」、「9, 90~99, 900~999」の車両)
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	事務机椅子(15)、応接セット(8)、テレビ(5)、ルームエアコン(6)、冷蔵庫(6)、厨房用品(5)、コピー機(5)、パソコン(4)、LAN配線(10)、サーバー(5)、電話機(6)、陳列ケース(8)、自動販売機(5)、消毒殺菌器(4)、洗濯機(6)、金庫(20)、レジスター(5)、ごみ置場(7)、防犯カメラ(6)、看板(3)等

( )内の数字は各資産の耐用年数です。

## (2) 申告の対象となる資産

● 令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、下記の資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ① 償却済資産（減価償却が終わった資産でも現に事業に使用されているもの）
- ② 遊休資産・未稼働資産（稼働を休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産）
- ③ 建設仮勘定に計上されている資産（賦課期日までに完成し、事業の用に供されている場合）
- ④ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）でも事業に使用されているもの
- ⑤ 事業を行わない者が所有している資産でも、他の事業用として貸付けているもの
- ⑥ 改良費（新たな資産として、本体とは区分して申告）
- ⑦ 取得価額が20万円未満の償却資産でも個別に減価償却しているもの

※ 所有権移転外リース資産は、リース会社（貸主）が申告、所有権移転リース資産は原則として償却資産を使用している借主の方が申告となります。

## (3) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税や軽自動車税の課税対象である自動車・軽自動車等
- ② 無形減価償却資産（営業権・ソフトウェア等）
- ③ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
  - ・取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金または必要経費に算入されたもの
  - ・取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

### 〈参考〉

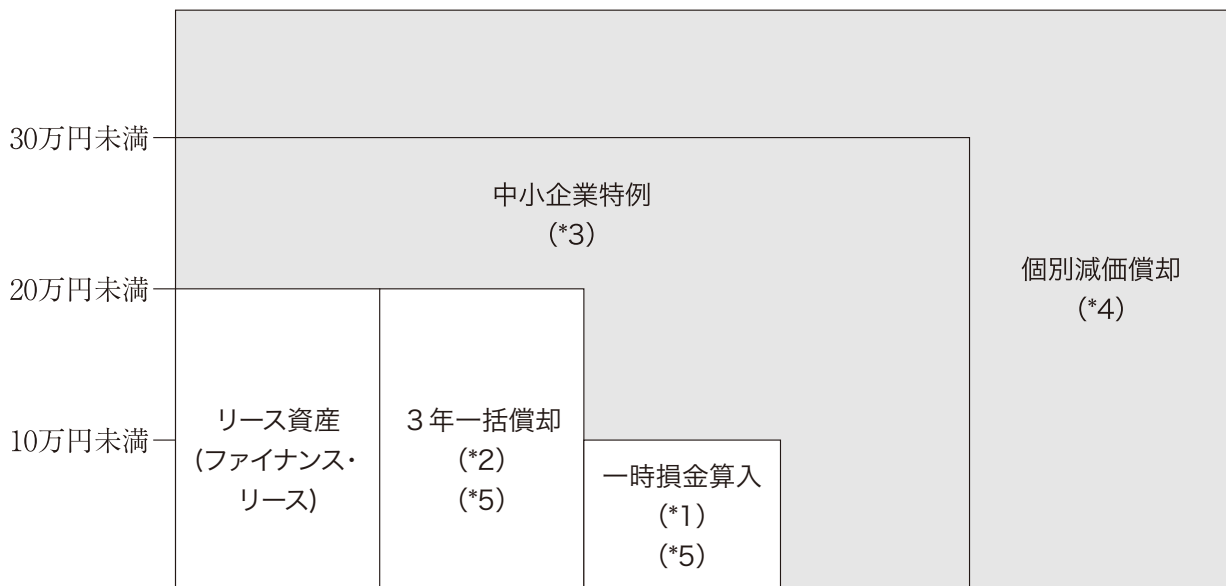
#### 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、下記 a、b に記載する資産は、申告対象となりますのでご注意ください。

- a 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- b 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産



- (\*1) 法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項
- (\*2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項
- (\*3) 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。
- (\*4) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため個別に減価償却することはありません。
- (\*5) 一括償却資産の3年償却及び一時に損金算入における対象資産については、令和4年4月1日以後、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、これらの償却方法の対象外となります。

#### (4) 家屋と償却資産の区分

下表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備・無停電電源設備等		◎		◎
	L A N 設備	設備一式		◎		◎
	火災報知器	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外給排水設備・引込工事		◎		◎
	消火設備	消火栓設備・スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)・業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
太陽光発電設備	屋根据置き型			◎		◎
	屋根材一体型		○			◎

## 2. 申告書の提出書類及び記載要領について

### (1) 申告の方法と提出書類

	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 令和6年1月2日以降、新たに事業を開始された方</li> <li>* 初めて申告をされる方</li> <li>* 電算処理方式で申告をされる方</li> </ul>	令和7年1月1日現在所有している全資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>①償却資産申告書&lt;※1&gt;</li> <li>②種類別明細書(増加資産・全資産用) <b>緑色</b></li> </ul>
資産の増減申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 前年度申告をされた方で令和6年1月2日以降、資産の増加・減少の<u>あった方</u></li> </ul>	令和6年1月2日から令和7年1月1日までに増加または減少した資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>①償却資産申告書&lt;※2&gt;</li> <li>②種類別明細書(増加資産・全資産用) <b>緑色</b></li> <li>③種類別明細書(減少資産用) <b>赤色</b>&lt;※3&gt;</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 前年度申告をされた方で令和6年1月2日以降、資産の増加・減少の<u>なかった方</u></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①償却資産申告書&lt;※4&gt;</li> <li>(種類別明細書の提出は不要)</li> </ul>

<※1> 該当する償却資産がない場合は、償却資産申告書の【17備考】欄のアの「3. 該当資産なし」に○をつけて提出してください。

<※2> 廃業や転出等で該当資産がすべてなくなった場合や、休業の場合は、償却資産申告書の全資産減少を記入し、【17備考】欄のイの「4. 廃業・休業・その他」に○をつけ、その年月日・具体事項等を記載して提出してください。

<※3> 種類別明細書(減少資産用)には申告された全資産が印刷されています。前年中に異動があった資産について記載し、**減少資産がある場合は必ず提出してください**(修正されたページのみ)。

<※4> 償却資産申告書の【17備考】欄のアの「2. 資産増減なし」に○をつけて提出してください。

### (2) 申告しなかったり、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法第386条及び松山市市税賦課徴収条例第60条の規定により過料を科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をすると、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役または罰金等を科せられることがあります。

### 3. 償却資産の評価額・税額の計算方法

#### (1) 評価額の計算方法

償却資産の一品ごとの取得時期・取得価額・耐用年数をもとに、評価額(決定価格)を計算します。

初年度評価額（前年中に取得した資産）	当年度評価額（前年前に取得した資産）
取得価額 × $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$	初年度評価額 × $(1 - \text{減価率})^{n-1}$

※ n = 償却資産を取得した年から起算して本年度分の固定資産税の賦課期日までの経過年数

※ 評価額の最低限度額は、取得価額の5%です。

耐用年数に応ずる減価率表（評価基準別表第15）

耐用年数	減価償却率	耐用年数	減価償却率	耐用年数	減価償却率	耐用年数	減価償却率
2年	0.684	7年	0.280	12年	0.175	17年	0.127
3年	0.536	8年	0.250	13年	0.162	18年	0.120
4年	0.438	9年	0.226	14年	0.152	19年	0.114
5年	0.369	10年	0.206	15年	0.142	20年	0.109
6年	0.319	11年	0.189	16年	0.134	25年	0.088

※ 国税の税制改正による減価率（新定率法）は、償却資産には適用されません。

#### (2) 税額の計算方法

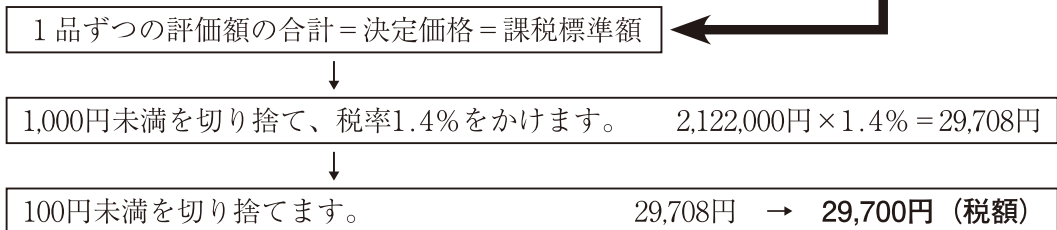
$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税額 (100円未満切り捨て)}}$$

※ 課税標準額とは、資産の評価額（決定価格）の合計のことで、課税標準の特例の適用を受ける場合は、適用後の額が課税標準額となります。

**参考** 税額の計算例（概算）（課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合）

※ 一般方式で申告される場合は、計算して記入する必要はありません。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	R7年度評価額	①+②の合計
アスファルト舗装	R6.9	2,000,000	10年	0.206	2,000,000 × (1 - 0.206/2) = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1,794,000</span> ① <R7年度評価額>	2,122,125 <R7年度評価額>
応接セット	R5.5	500,000	8年	0.250	500,000 × (1 - 0.250/2) = 437,500 <R6年度評価額> 437,500 × (1 - 0.250) = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">328,125</span> ② <R7年度評価額>	



### 4. 税率・免税点・納期について

- (1) 税率……課税標準額の1.4%
- (2) 免税点……課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。
- (3) 納期……1期4月・2期7月・3期9月・4期12月



# 5-1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載要領

令和 7 年 1 月 12 日		令和 7 年度		所有者コード 00012345678	
受付印 (あて先) 松山市長		償却資産申告書(償却資産課税台帳)			
所有者	1 住所 (ふりがな) 〒790-8571 まつやまし にばんちょう 松山市二番町4丁目7-2 (電話 089-948-6309)	3 個人番号又は法人番号 7123456789012	8 短縮耐用年数の承認	有・無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	2 氏名 (ふりがな) まつやま 松山株式会社 様 代表取締役 松山 太郎 (屋号 道後フース)	4 事業種目 (資本金等の額) 食品製造業 10 (百万円)	9 増加償却の届出	有・無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		5 事業開始年月 S40 年 5 月	10 非課税該当資産	有・無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	6 この申告に 応答する者の係 及び氏名 松山 花子 (電話 089-948-6309)	7 税理士等の 氏名 松 一郎 (電話 089-948-6311)	11 課税標準の特例	有・無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
			12 特別償却又は圧縮記帳	有・無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		13 税務会計上の償却方法	定率法 <input type="checkbox"/> 定額法 <input checked="" type="checkbox"/>		
	14 青色申告	有・無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
取得価額		15 松山市内における事業所等資産の所在地及び家屋の所有区分			
資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)	① 松山市二番町4丁目7-2 <input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 借家
1 構築物	800,000		2,000,000	2,800,000	② 松山市三番町6丁目6-1 <input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 借家
2 機械及び装置	550,000	300,000	6,000,000	6,250,000	③ 自己所有 借家
3 船舶	0		0	0	16 借用資産 (リース資産) 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
4 航空機	0		0	0	貸主の名称等 株式会社 一番町フース
5 車両及び運搬具	1,000,000		800,000	1,800,000	17 備考(添付書類等) ア. 資産の状況 (該当番号に○をつけてください) ① 資産増減あり 2. 資産増減なし 3. 該当資産ない イ. 下記の異動等があった場合は、該当番号に○をつけ具体事項を記載してください。 ① 名称変更 2. 住所変更 3. 合併 4. 廃業・休業・その他 (令和 6 年 6 月 30 日: ) (変更前)道後株式会社 (変更後)松山株式会社
6 工具、器具及び備品	2,250,000	670,000	1,100,000	2,680,000	
7 合計	4,600,000	970,000	9,900,000	13,530,000	
評価額 (ホ)			決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)	
1 構築物					
2 機械及び装置					
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計					
		5		入力日	
				担当者番号	

第二十六号様式(提出用)

- 1 住所 (または納税通知書送達先) と電話番号を記載し、ふりがなをふってください。
  - 2 氏名 (法人の場合は、法人名・代表者) を記載し、ふりがなをふってください。
  - 3 個人番号または法人番号 マイナンバーを記載してください。
  - 4 事業種目 事業内容・資本金の額を記載してください。
  - 5 事業開始年月 事業開始年月を記載してください。
  - 6 この申告に 応答する者の係及び氏名 この申告について直接応答できる方の氏名・電話番号を記載してください。なお、【7税理士等の氏名】が応答先となる場合は、7と同内容を記載してください。
  - 7 税理士等の氏名 この申告について税理士等が関与している場合はその氏名・電話番号を記載してください。
  - 8 ~ 14 該当する方を○で囲んでください。
  - 15 市内における事業所等資産の所在地及び家屋の所有区分 松山市内の資産の所在地を記載(事業所が複数ある場合はすべて)し、家屋の所有区分のどちらか該当する方を必ず○で囲んでください。
  - 16 借用資産 該当する方を○で囲み、貸主の名称等を記載してください。
  - 17 備考 添付した書類の名称等の参考事項を記載してください。  
前年中の資産の状況について該当する番号に○をつけてください。  
所有者の名称・住所等の変更があった場合、該当する番号に○をつけて具体事項を記載してください。別紙に変更を記載した場合でも、こちらに簡単に記載をお願いします。(廃業・休業・転出等で松山市内から償却資産が無くなった場合は、全資産減少してください。)
- ① 前年前に取得したもの(イ) 前年までに申告された資産の合計が印刷されています。
  - ② 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に減少(売却・滅失・移動等)したものの取得価額を記載してください。
  - ③ 前年中に取得したもの(ハ) 前年中に増加(新品取得・中古品取得・移動による受入れ等)したもののや前年前に申告もれになっていたものの取得価額を記載してください。今年、初めて申告される方は全資産の取得価額を記載してください。
  - ④ 計 ((イ) - (ロ) + (ハ)) 令和7年1月1日現在の全資産の取得価額を記載してください。
  - ⑤ 評価額・決定価格・課税標準額 記載する必要はありません。ただし、電算処理方式で申告をされる方は記載してください。
  - ⑥ 所有者コード 前年度までに申告された方で、松山市が送付した申告書以外で申告される場合や電子申告(eLTAx)の場合は、所有者コードを記載してください。

## 5-2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載要領

令和 7 年度 所有者コード 12345678		種類別明細書（増加資産・全資産用） ※ どちらかに○をしてください。				所有者名 松山株式会社				税の25 税目						
行 番号	資産 の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用 年数	減価 償却 率	価 額	課税標準の特例		課税標準額	増加 事由	摘 要
					年 号	年	月					率	コード			
01	1		駐車場アスファルト舗装	999	R	6	2	2,000,000	10						○	
02	2		プレス機A0型	1	R	6	4	5,500,000	10						○	耐用 15-44
03	2		滅菌機	1	H	26	5	500,000	4						○	高松市 から移動
04	5		フォークリフト	1	R	6	7	800,000	2			⑦			○	中古品
05	6		看板	1	R	6	5	500,000	5						○	
06	6		パソコン	2	H	30	12	200,000	4						○	申告 忘れ
07	6		冷蔵庫	1	R	6	10	400,000	6						○	
08															1-2 3-4	
09	①		②	③	④		⑤	⑥							⑧	⑨
10															1-2 3-4	
11															1-2 3-4	
12															1-2 3-4	
13															1-2 3-4	
14															1-2 3-4	
15															1-2 3-4	
16															1-2 3-4	
17															1-2 3-4	
18															1-2 3-4	
小計							⑩	9,900,000								松山市

第二十六号様式別表一（提出用）

● 前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日）に新たに取得した資産と前年前（令和6年1月1日以前）に申告漏れになっていた資産を記載してください。

ただし、初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有している全資産を記載してください。

- ① 資産の種類 1 ページの表を参照にして、資産の種類を記載してください。
- ② 資産の名称等 20字以内で記載してください（漢字・ひらがな記載も可）。
- ③ 数量 資産の数量を記載してください（一式の場合は999と記載してください）。
- ④ 取得年月 資産を取得した年月を和暦で記載してください。（年号は昭和…S、平成…H、令和…R）
- ⑤ 取得価額 取得価額は、その資産を取得するために通常支出すべき金額（当該資産の引取り運賃・荷役費・購入手数料・据付費を含む）を記載してください。  
消費税については、税務会計（法人税・所得税）における会計処理で、税抜経理方式を採用している場合には消費税を含まない金額、税込経理方式を採用している場合には消費税を含んだ金額で取得価額を記載してください。  
なお、圧縮記帳については、固定資産税上の取り扱いでは認められておりません。実際の取得価額を記載してください。
- ⑥ 耐用年数 法人税及び所得税における法定耐用年数を記載してください（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表）。なお、中古資産で見積耐用年数を適用している場合や国税庁長の承認を得ている耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記載してください。
- ⑦ 記載する必要はありません。ただし、電算処理方式で申告される方は記載してください。
- ⑧ 増加事由 該当する事由の番号を○で囲んでください。  
1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入れ 4. その他
- ⑨ 摘要 課税標準の特例が適用される資産・非課税資産、増加事由の詳細等を記載してください。
- ⑩ 小計 そのページの増加した資産の取得価額の合計を記載してください。

### 5-3. 償却資産申告書（減少資産用）の記載要領

令和 7 年度 所有者コード 00012345678		種類別明細書(減少資産用)						所有者名 松山株式会社		
① 行 番 号	② 資 産 の 種 別	抹消コード(資産コード)	資 産 の 名 称 等	③ 数 量	取得年月 年 月	取 額	耐用年数	申告年 年度	減少の事由及び区分	⑤ 摘 要
									1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
01	1	000000001	ブロック塀	1	S 50 5	200,000	15		1・2・3・4・1・2	
02	1	000000002	構内アスファルト舗装	1	S 63 10	600,000	10		1・2・3・4・1・2	
03						150,000			1・2・3・4・1・2	
04	2	000000001	測定機	1	H 20 3	<del>400,000</del>	8	1	3・4・1	取得価額400,000のうち 150,000(1台)廃棄
05	2	000000002	消毒保管庫	1	H 23 3	150,000	4	1	2・3・4	A社へ売却
06									1・2・3・4・1・2	
07	5	000000001	フォークリフト	1	H 20 7	1,000,000	4		1・2・3・4・1・2	
08									1・2・3・4・1・2	
09	6	000000001	応接セット	1	H 10 8	450,000	8		1・2・3・4・1・2	
10	6	000000002	耐火金庫	1	H 15 3	200,000	20		1・2・3・4・1・2	
11	6	000000003	看板	1	H 18 5	370,000	3	1	3・4	使用不能により廃棄
12	6	000000004	エアコン	1	H 31 2	250,000	6		1・2・3・4・1・2	
13	6	000000005	テレビ	1	R 1 5	300,000	5	1	2・4	高松市へ移動
14	6	000000006	防犯カメラ	1	R 2 2	280,000	6		1・2・3・4・1・2	
15	6	000000007	複合機	1	R 3 5	400,000	5		1・2・3・4・1・2	
16									1・2・3・4・1・2	
17									1・2・3・4・1・2	
18									1・2・3・4・1・2	
小 計						⑥ 970,000				

第二十六号様式別表二（提出用）

● 前年度までに申告された方は、申告された内容を印刷してありますので、前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日）に減少した資産や前年前（令和6年1月1日以前）に減少していた資産について、下記の要領で記載してください。

- ① 行 番 号      減少した資産の番号を○で囲んでください。
- ② 数 量      資産が一部減少した場合には、印刷の数量を二本線で消し、減少する数量を記載してください。
- ③ 取 得 価 額      資産が一部減少した場合には、印刷の取得価額を二本線で消し、減少する取得価額を記載してください。
- ④ 減少の事由及び区分      該当する事由、区分の番号を○で囲んでください。
- ⑤ 摘 要      資産が減少した場合は、売却先・移動先等の具体的な減少の事由等を記載してください。
- ⑥ 小 計      そのページの減少した資産の取得価額の合計を記載してください。小計の総合系は、申告書の「前年中に減少したものの(口)」の合計欄と同額になります。

※ 減少資産がある場合は、必ず種類別明細書(減少資産用)を提出してください。  
 ※ 耐用年数や取得年月等、修正したところがあれば、わかるように記載してください。

### 6. 非課税及び課税標準の特例について

- (1) 非課税に該当する資産（固定資産税は課税されません。）  
 地方税法第348条第2項に該当する資産は、申告と同時に別途非課税申告書と添付書類を提出してください。
- (2) 課税標準の特例に該当する資産（固定資産税が軽減されます。）  
 地方税法第349条の3、本法附則第15条等の特例を受ける場合は、申告時に別途、特例適用申告書と添付書類を提出してください。〈例〉内航船舶・先端設備等  
 詳しくは、資産税課償却資産担当までお問い合わせください。

## 7. 申告内容の確認調査へのご協力をお願い

本市では、申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353・408条に基づき、全事業所を対象に順次、償却資産の調査を実施しています。調査のため、固定資産台帳や法人税・所得税に関する書類の写しの提出依頼や、実地調査を行う場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。また調査の結果、修正申告をお願いすることがありますが、この場合、取得年月によっては過年度にさかのぼって修正することもありますので、ご了承ください。

## 8. 申告漏れ等による過年度の修正申告について

申告漏れ等により修正申告が必要な場合は、申告書に修正年度と修正部分を明記し、修正申告であることがわかるようにその旨記入して提出してください。(現年度からさかのぼって取得年月に応じて最大5年分は年度ごとに修正申告をしていただく必要があります。)

## 9. 課税台帳の閲覧制度等について

- (1) 価格の決定 3月末日に決定します。
- (2) 閲覧 4月1日から固定資産課税台帳登録事項は閲覧することができます。
- (3) 審査の申し出 4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3か月まで、審査の申し出ができます。
- (4) 不服の申し立て 納税通知書の交付を受けた日後3か月まで、不服の申し立てができます。

## 10. 電子申請について

松山市ではeLTAX(エルタックス)〈地方税ポータルシステム〉を利用した償却資産の電子申告の受付を行っています。eLTAXの利用方法等、詳しい内容や手続きについては、eLTAXホームページ(<https://www/eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

## 11. 申請書の提出期限

令和7年1月31日(金)までに、資産税課に届くようにご提出をお願いします。

※ 申告のない場合は、昨年度までの申告を基に課税することがあります。その場合でも、正確な情報を把握するため申告は必要となりますので、ご提出をお願いします。

## 12. 郵送先・お問い合わせ先

- お電話で記載方法等のご説明もいたします。お気軽にご連絡ください。

〒790-8571

松山市二番町4丁目7番地2 松山市役所 理財部 資産税課 償却資産担当(本館2階)

〈電話〉 (089) 948-6309・948-6310

〈開庁時間〉 8時30分～17時15分(土日祝・年末年始(12/29～1/3)は除く)

※ 松山市役所のホームページ(<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>)から申告書等のダウンロードもできますのでご利用ください。

[ホーム](#) > [市政情報](#) > [各課一覧](#) > [理財部資産税課](#) > [償却資産の申告](#)

## 13. 郵送で申告される方へ

- 申告書は折りたたんで郵送してもかまいません。
- 申告書を郵送される方で、受付印を押印した控えの返送を希望される方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

〒790-8571

愛媛県松山市二番町4丁目7番地2

松山市役所 理財部 資産税課

償却資産担当行



申告書郵送の際、この宛名ラベルを切り取って、封筒に貼り付けてご利用ください。